公認アスレティックトレーナー（JSPO-AT）資格更新のための一次救命処置（Basic Life Support；BLS）**資格の保持義務に関する FAQ**

JSPO-AT 資格更新要件に、BLS 資格の継続的な保持を義務付けることとし、全ての JSPO-AT の方々に通知しておりますが、よくある質問とその回答をお知らせします。

なお、この制度は JSPO-AT として BLS の資格を継続的に保持し、いざというときに適切に BLS をおこなうことできるようにしておくというのが趣旨です。従って、資格更新の可否に関わらずなるべくお早めに資格を取得してください。

Q1：日本赤十字社のどの講習会を受ければいいのですか？
A1：JSPO-AT 資格取得前は「赤十字救急法救急員」（3 日間 10 時間の講習）の資格取得を義務付けていました*が、JSPO-AT 資格更新のためには「赤十字救急法基礎講習」（1 日 4 時間程度の講習）を受講し、修了者認定証を取得すれば構いません。
*2022 年以降の新カリキュラムにおいては、JSPO-AT 資格取得前であっても「赤十字救急法基礎講習」の受講と認定証の取得で要件を満たすことができます。
【参考】赤十字救急法について
https://www.jrc.or.jp/study/kind/emergency/

Q2：既に赤十字救急法救急員の資格を持っているのですが今後はどのようにすればいいですか？
A2：赤十字救急法救急員の資格は 5 年間有効です。以降は、赤十字救急法救急員の資格を再度取得する、もしくは定められた条件を満たす BLS 講習会の受講をご検討ください。
なお、救急法救急員等資格継続研修は、2019 年（平成 31 年）3 月 31 日をもって廃止となっておりますのでご注意ください。
【参考】赤十字救急法等の資格の継続について
https://www.jrc.or.jp/study/license/

Q3：消防署・庁の講習会はどれを受講すればいいのですか？
A3：普通救命講習や上級救命講習が対象となります。

Q4：消防署・庁の普通救命講習を受講して救命技能認定証を発行してもらったのですが、有効期限が書いてありません。認めてもらえるのでしょうか。
A4：各消防署・庁のホームページ上に有効期限の記載がある場合、ホームペー

ジ記載の有効期限を確認させていただきます。また、認定証に再受講の目安が記載されている場合は、その日程を有効期限として確認いたします。
上記のいずれにも当てはまらない（記載がない）場合は、有効期限がない資格として認定できない場合がございますので、講習会受講前に必ずご確認ください。

Q5：今すぐに BLS 資格を取得しなくても AT の資格更新は可能ですか？
A5：更新研修受講時*までに修了証または認定証を保有している必要がございます。
*提出時期は、以下の通り

更新研修の種類	BLS 資格認定証提出時期	提出先
1 回の参加で資格更新の要件を満たす研修会（学術集会等）	各学術集会等における出席確認カードの提出締め切り日	JSPO に提出
2 回の参加で資格更新の要件を満たす研修会（JSPO-AT 連絡会議協議会が主催する研修等）	研修会参加時	実施団体へ提示

なお、資格を更新するためには、有効期限の 6 か月前までに更新研修を受講する必要がございます。
【参考】JSPO 公認スポーツ指導者資格の更新について
https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid233.html

Q6： 日本赤十字社や消防署・庁の講習会ではなく、ほかの団体の講習会について詳しいことを教えてください。
A6：資格更新のための BLS 資格保持義務に関する基準を定めておりますので、対象の講習会については以下 URL（参考）からご確認ください。
なお、各団体の講習会に関する詳細については、大変お手数ですが、各団体のホームページをご覧になるか実施団体に直接お問い合わせください。
【参考】公認アスレティックトレーナー資格更新のための一次救命処置資格保持義務に関する基準
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/AT/BLSkijyunH29.0608.pdf

Q7：一次救命処置資格保持義務に関する基準に記載のない講習会に参加したのですが、JSPO-AT の資格更新に必要な BLS 資格として認めてもらえますか？
A7：基本的には、一次救命処置資格保持義務に関する基準に記載のない講習会は認めることができません。
但し、対象講習会の条件を全て満たす講習会があれば、認める場合もありますの

で別途ご相談ください。

Q8：講習会を受講しましたが、認定証がまだ手元に届きません。受講証でもいいですか？または後日コピーを送付することで認めていただけますか？
A8：受講証では認めることはできません。必ず認定証が必要となります。
　また、後日コピーやメールでの送付による確認は一切行いません。
　認定証の発行には１カ月以上かかる場合もあります。また、定員がすぐにいっぱいになることがありますので計画的に受講するようにしてください。